

八尾市告示第80号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成31年3月18日

八尾市長 田 中 誠 太

記

1 協議の場を設けた区域の範囲

八尾市全域

2 協議の結果を取りまとめた年月日

平成31年3月18日

3 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

経営体数 法人 2経営体

個人 32経営体

4 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手はいるが十分ではない。

5 農地中間管理機構の活用方針

農業をリタイア・経営転換する人は、農地中間管理機構に貸し付けることを原則としつつも、市が農地の貸し手希望者と借り手希望者間を仲介し、農地の貸し借りに結び付ける八尾市農地バンク制度を積極的に活用することにより、遊休農地の解消につなげる。

6 地域農業の将来のあり方

取組事項 6次産業化、高付加価値化、新規就農の促進

本市では、都市部にあるというメリットを活かし、消費者ニーズに対応した農作物の栽培が行われている。具体的には、平野部では夏はえだまめ、冬は八尾若ごぼうの生産が盛んであるとともに、軟弱野菜を中心とした多品種の野菜の栽培が行われている。また、神立、大窪を中心とする東部山麓は、菊、ケイトウ、花桃等の栽培が盛んな花の産地である。

地域の中心となる経営体（担い手）には、国版認定農業者や認定新規就農者を位置付けているが、現状十分とは言えないことから、国版認定農業者をめざす意欲ある担い手の育成、確保に努めるとともに、新規就農者に対しても、農業経営が定着するまで支援していくことで認定新規就農者の確保につなげる。

また、えだまめ、八尾若ごぼう、紅たで等を活用した6次産業化による高付加価値化に取り組むなど、農業経営のさらなる発展をめざす。